

ヤスクニ・レポ 192

戦後70年の安倍内閣を問う

—私たちの課題は何か

代表 西川重則

1

国会傍聴16年(1999年~)の私にとって、安倍晋三内閣が戦後70年の2015年の今年、最高の国家権力を持っている安倍首相が理由はともかくとして、先日の自民党総裁選で無投票で今後3年間総裁の任期を与えられたのには驚かされた。

私自身、戦後史を総括する必要を痛感しているので、それなりに地味であるが、時間があれば、日本の歴史を正確に知るために、多くの有権者が執筆し、類似の戦後70年の正確な歴史の事実を公にしているが、率直に言って、それらの事柄が何年何月までは書かれているが、何日までを報告されない。

私は、戦争は何年何月何日に起こったかを知ることが重要であることを痛感しているので、私の書物や記事には年月日を書く努力をしている。

そこで安倍内閣の現状・動きについて、そうした趣旨で報告したことを認めてほしい。

- 2006年9月26日 第一次安倍晋三内閣発足。
- 2006年12月15日 改正教育基本法成立。愛国心盛り込む。
- 2007年1月9日 防衛省発足。
- 2007年5月14日 「日本国憲法の改正手続きに関する法律」(国民投票法成立)。
- 2012年4月27日 「自由民主党日本国憲法草案」決定(最高顧問 安倍晋三)。
- 2012年12月26日 第二次安倍内閣発足。「五年ぶりの首相再登板」と報ぜられる。
- 2013年12月26日 靖国神社参拝強行。
- 2014年7月1日 集团的自衛権行使容認、閣議決定。
- 2014年12月24日 第三次安倍内閣発足。「安保法制の整備などに取り組む」ことを明言。「憲法改正についても、国民的な理解を深める努力をしたい」と意欲を示した。

2015年8月14日 長文の「戦後70年の安倍談話」を発表。

2015年9月8日 自民党総裁選で再選された(任期2018年9月末までの三年間)。

以上は、中村政則他編『年表昭和・平成史 1926—2011』(岩波ブックレット No.844)、「朝日新聞」など参照。

さて、安倍首相の生年月日は1954年9月21日であり、現在は60歳である。戦後生まれの首相と言われている。なお私が講演その他の場合に報告しているように、自民党の結成は1955年11月15日であり、いわゆる55年体制の始まりである55年の結成であり、党の基本方針として、「現行憲法[日本国憲法]の自主的改正」を明言している。このことは決して小さいことではない。安倍首相は自民党議員であるからである。

その安倍首相が自民党出身の官房長官として、自民党総裁選への出馬を表明した。その総裁選出馬表明(2006年9月1日)と同時に、いわゆる政権構想を発表した。次の通りである。政権構想の「政権の基本的方向性」として、①新たな時代を切り開く日本にふさわしい憲法の制定②教育の抜本的改革③イノベーション[革新]による経済成長その他。

以上は「毎日新聞」(2006年9月2日、土曜日)の報道であるが、その大きな見出しの「改憲と教育重点」が注目される。安倍首相の改憲構想は、自民党結成の時の「党の基本方針」の確認以来変わらない。党の改憲構想の継承である。

ともあれ自民党国会議員の心に刻まれていると思われる改憲構想その実現のための教育改革構想の熱心さは周知の通りである。私たちから見れば、改憲構想は改悪構想であり、教育改正は教育改悪である。

安倍首相がモットーとして明言した「戦後レジームからの脱却」は、以上の安倍首相の政治構想を裏づけていることを思われ、私たちが真剣に考えている為政者の行なうべき憲法政治、すなわち日本国憲法に基づく憲法政治を全く無視して、先に報告した通り、2014年7月1日の集団的自衛権の行使容認・閣議決定というおよそ最高の権力を持つ首相として憲法尊重擁護義務(第九九条)を完全に無視した改憲構想を早期に実現しようとし、その具体例として現在参院で最終段階と言われる、戦後最重大な「戦争法案」の成立を当然視し、その後の安倍構想を夢見ていると言ってよい。

「戦争法案」と野党が明言して質問をくり返す参院の国会の現状を知る私は、安倍首相、中谷 元防衛大臣の反憲法的発想、現行憲法無視、悪法優先・成立による日米軍事同盟の強化、仮想敵国を作り出しての国民世論の誘導・形成をめざす答弁の空しさを思う。

私は自民党の本部の前を通る時、いつも「自由民主党 日本国憲法改正本部」という大きな字で書か

れた看板を見るが、その時、首相が野党にポツダム宣言(1945年7月26日発表)の条文の意味を質問された時、何とポツダム宣言の条文について正確に答えられなかったことを思い出し、首相の早期退陣こそ自明のことではないかと考えさせられるのである。

ポツダム宣言の第10条に、「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活教化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ。言論、宗教及思想並ニ基本的人権ノ尊重ハ、確立セラルベシ」と明記されている(西川重則著『靖国法案の展望』、VI 基本資料、523頁、参照)。

第10条でお分かりのように、ポツダム宣言は「平和憲法」と言われる日本国憲法の内容、個の尊厳を前提に民主主義日本の形成をめざす戦後(敗戦)日本の国の在り方を端的に示しているすばらしい歴史的・今日的宣言であり、日本国憲法の習熟を前提に、安倍首相・閣僚の早期退陣を求め、アジア・世界の平和をめざす責任・私たちの課題を強調して終わりたい(2015・9・15)。

2015年8月21日例会奨励 ローマ人への手紙13：1～7「上に立てられた権威」 日本福音キリスト教会連合西堀キリスト福音教会 須田毅牧師

ローマ13章は、国のあり方にキリスト教会が従うべきであることにおいて、たびたび根拠とされてきた聖句である。

確かに1節は明瞭に、全ての人の上に立つ権威に従うべきだと言い、その理由は上に立てられて権威が神によって立てられていると言っている。そして、上に立てられた権威は、私たちに益を与えるための神のしもべである。権威の下にある人々が、上に立てられた権威あるいは支配者と言われる存在に従う理由は、この箇所ではっきり言われている。

ローマ13章は、12章から主イエスの救いに生きる者としての勧めの一連として教えられているとも受け止めることができる。自らを神へ生きた供え物としてささげるように、そして、他者を愛するようという勧めが12章の中心のひとつである。教会の肢々として生き、そして、身分の低い者とも順応するのは愛によって他者に関わることが前提である。復讐をしないようという勧めも、神だけがただしくおさばきになるのであり、神を礼拝する私たちは善を行なうことに集中することが大切なのだと思うされる。

上に立てられた権威に従うことも、この文脈の中で言われていることをふまえると、上に立てられた権威を愛するようという勧めとして理解できる。本人の自覚があろうとなかろうと、神のしもべとして良い働きができるようにと私たちは彼らのために祈り、そして従う。その従い方も、上に立つ権威に従わないならば罰則があることを恐れるということではなく、神が私たちに与えた良心を基準にして従うことでもある(5)。つまり、私たちは横暴な主人のような権威に従うときもあるが、それは盲目的に上に立つ権威が求めることに従うことではないだろう。神の愛に背くようなわざを上立つ権威が私たちに求めるようなことに唯諾々と従うのではなく、神のしもべらしい任務を果たすことができるように、私たちが助ける必要もときには生じるのではないか。「人々に益を与えるための、良い仕事をしてください」と願い、対話を求めることによって、他者を愛する行為として上に立つ権威に従う道もあるだろう。そして、互いが神の愛を根拠にして生きる豊かさを、より広げることができるようになるだろう。